**議会運営委員会記録**

令和7年3月18日（火）

開議　 15 時 22 分

閉議　 15 時 38 分

第4委員会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議　題

1　令和7年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1

2　重要案件の意見交換会の案件について 資料2

3 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則等の一部改正について　　　 資料3

4　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直し結果

について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料4

5　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料5

　 ⑴　議会運営委員会主催議員研修会について　　　　　　　　　　　　　　 資料5

　　 ア　主権者意識の醸成について

開催日時：4月21日（月）10：00～11：30　会場：全員協議会室

　　 イ　AI、ChatGPTの活用について

　　　　 開催時期：6月上旬　会場：全員協議会室

⑵　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　15 時 22 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和7年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

○柳楽委員長

資料1を参照されたい。説明をお願いする。

○下間局長

5月28日から6月定例会議前の3常任委員会。6月9日午前10時から全員協議会。6月12日は一般質問の通告締切り。13日午前10時から議会運営委員会、同日の午後1時30分から議会広報広聴委員会。6月23日午前10時から6月定例会議を開会し、本会議終了後に全員協議会、その後3常任委員会。24日から27日まで午前10時から一般質問。30日は午前10時から議案質疑。7月1日から3日まで午前10時から3常任委員会。4日は午前10時から予算決算委員会。7日は予算決算委員会の予備日。8日午前10時から本会議を始めて採決、散会。本会議終了後に全員協議会、その後、議会運営委員会を開催する流れである。

○柳楽委員長

今の説明について質疑等はあるか。

（　「なし」という声あり　）

では、執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、ここで執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

2　重要案件の意見交換会の案件について

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。このことについて、2月20日に3常任委員会へ案件の提出を依頼したところ資料のとおり回答があった。総務文教委員会と福祉環境委員会は、4件ずつで変更なしとの回答。産業建設委員会は、1番「農林業問題について」の後に「（水稲生産関係）」という文言を追加。また、現在ある「漁港エリア活性化について」は削除し、3件となっている。

ついては、各委員会からの回答のとおりとしてよいか。

（　「異議なし」という声あり　）

ないようなので、案件をこのとおりとし、重要案件の意見交換会実施要領第2条第1項の「意見交換会の案件」を改正し、市議会ホームページも更新する。

3　浜田市議会政務活動費の交付に関する細則等の一部改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○庶務係長

資料3を参照されたい。

このたびの定例会議で、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例と施行規則の改正を行い、政務活動費を充当できる費用へ広報費を導入した。また、浜田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、政務活動費の交付に関する細則も改正。

2ページ赤字部分の細則12項を追加。政務活動費を使用した広報紙の作成時は、収支報告書に作成した広報紙の現物を添付すること、ホームページなどの開設及び運営の使用時は、確認できるアドレスを報告書の添付資料に明記することを記載。

3ページの附則には、12項に係る内容を追加、別表中に広報費を追加し、運用開始日を明記した。

4ページの別表には、「支出することができるもの、できないもの」を掲載。表中に広報費を追加し、支出することができるものは、広報紙、ホームページ及び有料版ＳＮＳ等の開設や運営に係る経費の3分の1で、年間上限額はないことを記載。支出することができないものは、後援会会員向けの広報紙及び選挙活動に該当すると思われる内容など。

続いて5ページの備考欄（1）宿泊料については、これまで、政令指定都市、県内、県外という分け方で、金額も記載していたが、このたびの浜田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、宿泊料について都道府県ごとに細かく分類されることとなったため、金額部分を削除し、「常勤の特別職の職員の宿泊料に準じた額」と改正。細則の変更箇所についての説明は以上である。

続いて、交付マニュアルの変更について。新しく広報費を追加し、広報費とは、「議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費」として定義している。「活用にあたって」は、全て読み上げないが、広報費を政務活動として使用する場合、選挙活動や政党又は後援会活動との誤解が生じないよう配慮し、得に広報紙は記載内容についての必要性及び妥当性を説明できるようにする。

留意事項については、広報紙及びホームページなどの共通事項として、政務活動費を広報紙及びホームページの運営等に使用する場合、紙面や画面に「経費の一部に政務活動費を使っている」などの旨を明記し、市政に関する記事が紙面等全体の3分の2以上になるよう作成をお願いする。また、選挙活動、政党及び後援会に関する掲載はしないようお願いする。

細則の説明でも触れたが、広報紙に係る収支報告書の提出時は、作成した広報紙の現物を添付するようお願いする。議員の任期満了前、3か月以内に作成したものには政務活動費は充当できない。発行元の記載には、議員個人の氏名を記載するようお願いする。

ホームページに係る収支報告書の提出時は、ホームページが確認できるアドレスを備考欄に明記するようお願いする。一番下に米印で記載しているが、内容や分量は目安として示しているものなので、最終的な判断は議員自らの責任において行うようお願いする。

10ページの旅費に関する別表について、宿泊料について金額別に記載している。都道府県ごとに金額が異なるので注意するようお願いする。規定額を超える部分については自己負担となり、対象は部屋代のみ。金額別一覧下部の赤字の食事代について、以前は朝食代としていたものを、夕食も含まれ得るので食事代と改めた。宿泊料に食事代が含まれていて領収書を分けることができる場合は、従来どおり食事代は宿泊料から引くようお願いする。

12ページの条例については、すでに2月25日に議決しているので詳細な説明は省略するが、第5条に広報が入り、別表で内容について定めている。

14ページから20ページの規則については、16ページの申請書と18ページの報告書の様式に広報費を追加。

21ページからの細則については、冒頭に説明したとおり。交付マニュアルの改正案についての説明は以上である。

○柳楽委員長

ただいまの説明について、委員から確認することや質問はあるか。

（　「なし」という声あり　）

○柳楽委員長

それでは説明があったように、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則及び政務活動費マニュアルを改正することでよいか。

（　「異議なし」という声あり　）

○柳楽委員長

それでは、本日付けで細則などを改正することと決定する。

事務局は、改正後はＳｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータを更新し、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳで全議員へ周知をお願いする。

　それでは、次に移る。

4　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直し結果について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○事務局次長

資料4を参照されたい。この件については、当委員会で1年にわたって協議し結論を出した。資料は、昨年6月及び7月に開催した当委員会で使用した資料を流用して決定した事項をまとめたもの。検討結果には、既に今年度から適用しているものがあり、先ほどの広報費など令和7年度から実施し適用するものもある。

⑴の検討結果④にあるとおり、令和7年度当初に提出をお願いする「政務活動費交付申請書」の備考欄には、政務活動費を充当予定の活動内容を記載することに決定しているので、よろしくお願いする。説明は以上である。

○柳楽委員長

ただいまの説明について、この1年間、当委員会で検討し決定した事項をまとめた

ものであるので、特に質問等なしでよいか。

（　「なし」という声あり　）

○柳楽委員長

それでは、次に移る。

5　その他

 ⑴　議会運営委員会主催議員研修会について

　 ア　主権者意識の醸成について

○柳楽委員長

資料はないが、2月19日の当委員会で開催を決定した研修会である。日時は4月21日月曜日午前10時からで、講師は東京都狛江市の副市長である平林浩一氏である。

講演内容は、主権者意識の醸成についてで、質疑を含め1時間30分を予定している。

欠席の報告は、3月7日を期限としていたが、どなたからも連絡はないので、全議員が出席予定。議員派遣の手続きをしているので、やむを得ず欠席することになった場合は、速やかに事務局まで連絡をお願いする。

イ　ＡＩ、ＣｈａｔＧＰＴの活用について

○柳楽委員長

資料6を参照されたい。議会改革推進特別委員会から、新しい技術を活用した議会運営や議会改革の推進、議員力の向上を目的として、ＡＩ、ＣｈａｔＧＰＴの活用に関する全議員対象の研修会を開催することについて提案があった。

講師は、早稲田大学マニフェスト研究所へ依頼中で、開催時期は6月上旬を予定。議会運営委員会の主催で研修会を開催することについて、準備を進めてよいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは、研修について準備を進め、詳細については、改めてＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳにてお知らせする。

　⑵　その他

○柳楽委員長

委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

次回の議会運営委員会の日程を確認する。6月13日金曜日午前10時から全員協議会室で開催する。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　15 時 38 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子